

# 浄化槽維持管理契約書

(以下「甲」という。)と上田市浄化槽管理組合 組合長 (以下「乙」という。)とは、浄化槽維持管理について次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、浄化槽の維持管理業務を乙に委託する。

(業務内容)

第2条 乙は、甲の委託を受けて、浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に基づく保守点検業者に、維持管理業務を委託し適切な維持管理を行うものとする。

(契約期間)

第3条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。なお、期間満了までに一方から契約解除の申し出がないときは翌年の4月1日から3月31日までの1年間契約を延長するものとし、以後も同様とする。

(維持管理料等)

第4条 甲が乙に支払う維持管理料は、総会で決定した額とする。

(修理費等)

第5条 乙は、維持管理上、機械部品等に故障が生じ、又は部品の交換等を必要と認めた場合は、甲に報告し了承を得て交換修理を行うものとし、当該交換修理に要する費用は甲の負担とする。  
2 交換修理の原因が乙の責に帰する場合は、修理交換に要した費用については乙の負担とする。

(清掃の実施)

第6条 乙が浄化槽の維持管理の結果、清掃を必要と認めた場合は、乙の指示に従って、清掃を実施するものとし、その費用は甲が負担する。

(協議)

第7条 この契約及びこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、関係法令の定めるところによるほか、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲乙署名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所 上田市大手1-11-16

氏 名 上田市浄化槽管理組合長

印